

『宮崎県』の地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

対象地域（平成29年4月1日現在）

同意雇用開発促進地域

雇用情勢が特に厳しい地域において、都道府県が地域雇用開発計画を策定したのに対し、厚生労働大臣が同意した地域。求人倍率等を勘案のうえ、一定期間ごとに見直しが行われます。

地域名	市町村名	対象期間
県北地域	延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	平成28年10月1日から 平成31年9月30日まで
県央地区	宮崎市、綾町、国富町	平成27年4月10日から 平成30年4月9日まで

過疎等雇用改善地域

若年層・壮年層の流出の著しい地域及び離島地域であって厚生労働大臣が対象と定める地域。地域の状況を勘案のうえ、1年ごとに見直しが行われます。

（指定期間：平成30年3月31日まで）

郡名等	該当市町村名
延岡・日向	延岡市(旧東臼杵郡北方町、同北川町、同北浦町、島野浦島の区域に限る) 日向市(旧東臼杵郡東郷町の区域に限る)
西臼杵郡	高千穂町(全域)、日之影町(全域)、五ヶ瀬町(全域)
東臼杵郡	美郷町(全域)、諸塚村(全域)、椎葉村(全域)
児湯郡	西米良村(全域)、木城町(全域)
日南・串間	日南市(全域)、串間市(全域)

戦略産業雇用創造プロジェクト及び地域活性化雇用創造プロジェクト実施指定事業主

戦略産業雇用創造プロジェクト協議会及び地域活性化雇用創造プロジェクト協議会に対して、雇入れ計画承認申請書を提出し、承認を受けた事業主においては、県内全域が地域雇用開発助成金の対象地域となります。（※労働局への地域雇用開発助成金の計画書申請以前に協議会での各プロジェクトの雇入れ計画承認を受ける必要があります）